

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成 26 年 6 月に施行された小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）の趣旨を踏まえ、小規模企業者の位置付けを明確にするとともに、新たに県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めること等を目的として滋賀県ちいさな企業応援月間を設けるため、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成 24 年滋賀県条例第 66 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものとして、小規模企業者の定義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られることを基本理念に追加することとします。（第 3 条関係）
- (3) 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、10 月を滋賀県ちいさな企業応援月間とし、県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする事とします。（第 18 条関係）
- (4) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 省略</u> (基本理念)</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいう。</u></p> <p><u>(4) 省略</u> (基本理念)</p>
<p>第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。</u></p> <p><u>(3)～(5) 省略</u></p>	<p>第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。</u></p> <p><u>(3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。</u></p> <p><u>(4)～(6) 省略</u></p>
<p>第4条～第17条 省略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4条～第17条 省略</p> <p><u>(滋賀県ちいさな企業応援月間)</u></p> <p>第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。</p> <p>2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。</p> <p>3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>